

<分娩監視を怠った病院に対し、損害賠償請求を認める>

平成16年10月に出生した男子について、病院が分娩監視を怠ったため、脳性麻痺になってしまったという悲惨な医療事故がありました。田中と渡辺は、脳性麻痺児及び両親の代理人として、平成18年2月札幌地裁に損害賠償請求事件を提起しました。その事件が先日勝訴で確定したのです。

被告の病院は、自らの分娩監視義務を怠ったにも関わらず、胎児が胎便を含んだ羊水を飲み込んだ（胎便吸引症候群）ことが原因であると家族に説明し、裁判でも主張していました。

しかし、その説明は全く嘘で、判決でも否定されております。

何故胎児が胎便を含んだ羊水を飲み込んだのかを考えると、その原因は、胎児が低酸素状態にあったことに起因しております。胎児は、通常は羊水の中で呼吸しませんが、低酸素状態により苦しくて呼吸することもあるのです。分娩監視装置で胎児の状態を観察しておれば、帝王切開等の対策がとれたのです。

ところが、病院は、医師も助産師も胎児に危険な兆候が出ているにも関わらず、最も大事な時に約1時間20分にわたって分娩監視装置を外したうえ、誰も産婦を見ていない、つまり放置していたのです。その間に胎児の低酸素状態が進み、分娩監視装置を付けた時にはアウトという状態でした。そして慌てて帝王切開を行いましたが、時既に遅く、胎児の脳は低酸素状態に晒されており、脳性麻痺となつたものです。

被告の病院は、何人の学者や医者を動員して、鑑定書を次々と裁判所に提出しました。被告のインチキな主張を学問的装いで裏付けようとしたのです。しかし、北海道大学医学部の水上尚典教授及び北海道大学同産母子センター長和俊教授の鑑定により、分娩監視をきちんと行っていれば脳性麻痺は防ぐことができたことが明らかにされました。

一審判決（札幌地方裁判所・平成23年4月20日）は被告に約1億4000万円の支払を命じました。

二審判決（札幌高等裁判所・平成23年12月27日）も被告の主張を排斥しております。最高裁は、上告そのものを受け付けていません（平成25年2月7

日。上告不受理決定）。この判決は、繰り返される産科での事故に警鐘を鳴らすものとして評価することができるでしょう。